

1. 月収額の計算方法

市営住宅の申込みには、世帯全員の課税対象の収入が、公営住宅法で定める一定の基準内（政令月収）であることが必要です。

月収額の計算式

$$((1) \text{合計年間所得金額} - (2) \text{控除合計額}) \div 12 = \text{あなたの世帯の月収額}$$

※「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の場合は、計算方法が変わる場合があります。

(1) 合計年間所得金額の算出（次の方法で算出した全世帯員の所得額を合計します。）

A. 給与所得者の場合

- (ア) 現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込み時）まで勤務しているとき所得証明書の所得金額
- (イ) 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき申込み月の前月の給与から遡って1年分の総収入額から下表を参照して計算する。
- (ウ) 現在の勤務先に就職し、現在までに1年たっていないとき

勤務した月の翌月から申込み月の前月までの総収入（賞与は除く）

上記期間の月数

×12+賞与=総収入額

総収入額から下表を使用して計算する。

総収入額から所得金額を計算する方法

年間の給与総収入額 ① 2,400,000円 …… 下記の表に①の金額をあてはめ年間の所得額を計算した例



年間総収入額	年間所得金額	
0円 ～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	年間総収入金額-550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	年間総収入額を4000で割りその答えの1円未満を切り捨てた後に4000で掛戻し、出た額を右の(ア)にあてはめてください。	(ア) × 0.6 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		(ア) × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		(ア) × 0.8 - 440,000円

① 2,400,000円

× 0.7 - 80,000円 =

所得税法上の年間所得金額 1,600,000円

B. 年金所得者の場合 ※非課税年金（障害年金、遺族年金、母子年金など）は算出の対象に入れません

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給の支給を受けている方については、前年1月1日から前年12月31日までの支給額を下表で算出します。

年間の年金総収入額 ①1,400,000円 … 下記の表に①の金額をあてはめ年間の所得額を計算した例

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額	年間所得金額
65歳以上	110万円以下	0円
	110万円超 ～ 330万円未満	(b) -110万円
	330万円以上 ～ 410万円未満	(b) ×0.75 - 27万5千円
65歳未満	60万円以下	0円
	60万円超 ～ 130万円未満	(b) -60万円
	130万円以上 ～ 410万円未満	(b) ×0.75 - 27万5千円

65歳以上の場合の計算例 → ①1,400,000円 - 1,100,000円 = 所得税法上の年間所得金額 ②300,000円

C. 事業所得者の場合 自営業及び利子・配当所得がある方

- (ア) 現在行っている事業を前年1月1日以前に始めたとき
前年の所得証明書の所得金額
- (イ) 現在行っている事業を前年1月2日以降に始め、現在までに1年以上たっているとき
申込み月の前月から遡って12ヶ月の所得額
- (ウ) 現在行っている事業を前年1月2日以降に始め、現在までに1年未満のとき

$$\begin{array}{l} \text{事業を始めた翌月から前月までの所得額} \\ \text{事業を始めた翌月から前月までの月数} \end{array} \times 12 = \text{所得金額}$$

《参考資料》 収入早見表

入居申込みをする世帯で収入のある方が一人だけで、所得控除額の適用が「同居及び扶養控除」のみの場合にご利用できます。

※収入のある方が二人以上の場合あるいは母子世帯や身体障がい者、その他の特別控除に該当する世帯の方は、詳しい計算が必要となり、この表はご利用いただけません。

○給与収入の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数（申込み本人を含む）					
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人
総収入	一般	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
	裁量	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下

○事業所得の場合

	階層	同居親族及び扶養親族数（申込み本人を含む）					
		単身入居	2人	3人	4人	5人	6人
所得額	一般	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下
	裁量	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下	4,468,000円以下

(2) 控除合計額の算出

次表に基づき算出した全世帯員の控除額を合計します。

D. 控除の種類

控除の種類	要件	控除額
イ 基礎控除振替額	次のいずれかの人 ●給与所得を有する入居者又は同居者 ●公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者	1人につき 10万円（所得額が10万円以下の場合はその額）
ロ 同居及び扶養控除	次のいずれかの人 ●市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者 ●所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない人	1人につき 38万円
ハ 特定扶養控除	●扶養親族のうち、16歳以上で23歳未満の人	1人につき 25万円
ニ 老人扶養（控除対象配偶者）控除	●扶養親族及び控除対象配偶者で、70歳以上の人	1人につき 10万円
ホ 寡婦控除	入居者又同居者のうち、所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する人 ●子供以外の扶養親族があり、夫と離婚したのち婚姻をしていない人で事実上婚姻していると認められる相手がない人 ●夫と死別したもしくは夫が生死不明となったのち婚姻をしていない人で事実上婚姻していると認められる相手がない人	1人につき 27万円（所得額が27万円以下の場合はその額）
ヘ ひとり親控除	入居者又は同居者のうち、次の全てに該当する人 ●配偶者がいない又は生死が明らかでない人 ●生計を同じにする子供を扶養している人 ●所得金額が500万円以下の人 ●事実上婚姻していると認められる相手がない人	1人につき 35万円（所得額が35万円以下の場合はその額）
ト 障害者控除	本人又は同居者あるいは扶養親族か控除対象配偶者（婚約者）で下記の人 ●身体障害者手帳を所持し、3級から6級の人 ●療育手帳を所持し、Bの人、または児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判断された人 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の人 ●戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の人 ●障害者控除対象者認定書の交付を受けていて、障がい者に準ずる人	27万円
チ 特別障害者控除	本人又は同居者あるいは扶養親族か控除対象配偶者（婚約者）で下記の人 ●身体障害者手帳を所持し、1級から2級の人 ●療育手帳を所持し、Aの人、または児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された人 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の人 ●戦傷病者手帳を所持し特別項症から第3項症の人 ●被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人 ●障害者控除対象者認定書の交付を受けていて、特別障がい者に準ずる人	40万円

例1 4人家族で給与所得者が2名の場合

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額 (円)
夫(申込人)	37	会社員	3,500,000
妻	34	パート	1,000,000
子	10	小学生	-
子	7	小学生	-

A 年間所得金額

夫 2,370,000

妻 450,000

計 2,820,000

D-イ 基礎控除振替額

100,000×2人=200,000

D-ロ 同居及び扶養控除額

380,000×3人=1,140,000

その他控除該当無し

■政令月収額の計算

{世帯全員の所得額A-(基礎控除+同居及び扶養控除+その他控除)}÷12ヶ月=月収額



{2,820,000-(200,000+1,140,000+0)}÷12ヶ月=123,333円

公営住宅所得基準 123,001円以上 139,000円以下 第3階層に該当
--

収入基準表参照

例2 5人家族で給与所得者が3名と高齢者等がいる場合

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額 (円)
夫(申込人)	45	会社員	4,500,000
妻	40	パート	650,000
子	18	高校生	360,000
子	15	中学生	-
妻の母	70	年金受給者	1,300,000

A 年間所得金額

夫 3,160,000

妻 100,000

子 0

母 200,000

計 3,460,000

D-イ 基礎控除振替額

100,000×3人=300,000

D-ロ 同居及び扶養控除額

380,000×4人=1,520,000

その他控除額

D-ハ特定扶養控除 250,000×1人=250,000

D-ニ老人扶養控除 100,000×1人=100,000

計 350,000

■政令月収額の計算

{世帯全員の所得額A-(基礎控除+同居及び扶養控除+その他控除)}÷12ヶ月=月収額



{3,460,000-(300,000+1,520,000+350,000)}÷12ヶ月=107,500円

公営住宅所得基準 104,001円以上 123,000円以下 第2階層に該当
--

収入基準表参照